

民間規格等を技術基準に迅速かつ適切に 位置づけるための仕組みについて

令和2年4月14日
電力安全課

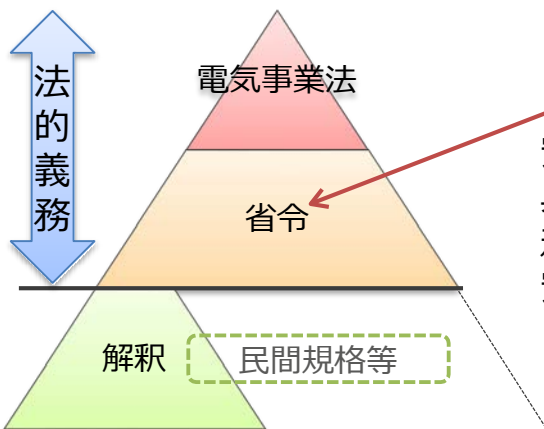
1-1.技術基準の性能規定化に向けた議論の経緯（1）

- 平成9年以降、新技術や創意工夫の導入促進のため、**技術基準の性能規定化**が進められてきた。
- 平成16年には、**民間規格評価機関（以下「評価機関」という。）の要件**を定め、**当該機関が承認した民間規格であれば技術基準への適合を認める**こととした。
- 平成27年の第10回電力安全小委員会では、技術基準の更なる性能規定化と同時に、民間規格等が更に活用される**自律的な仕組みの構築**を図ることとされた。

①技術基準の性能規定化（H9）

技術基準 {
・省令：性能規定化
・解釈：省令を満たす技術的内容の一例として制定

➡ 解釈への民間規格等の取り入れが可能となる



性能規定化

安全確保上必要な要件を、具体的な手段、材料、方法で規定するのではなく、必要な安全上の性能のみで定めること。

②評価機関の要件の提示

省令適合性確認プロセスの明確化（H16.7月）

- ➡
- ・新技術・民間規格等の技術的な省令適合性の検討は、評価機関が行う。
 - ・国は、評価機関の適切性の確認のみを行う。

③第10回電力安全小委員会（H27.6月）

「技術基準の更なる性能規定化」を進める方針。

国内外の基準・規格



省令への適合性を評価し、
解釈へ引用。

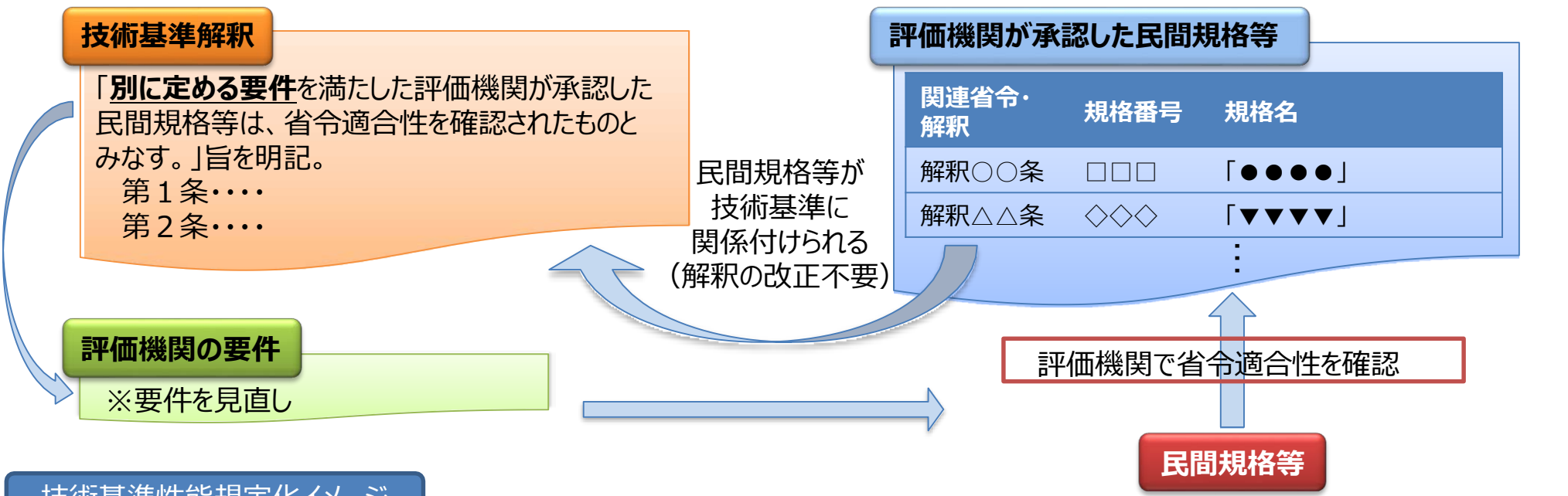
最新知見が**民間自らの責任の下で評価**され、解釈に引用される**自律的な仕組みの構築**を図る。



平成27～29年度の委託事業で、民間規格等を技術基準に迅速かつ適切に位置づける仕組みの検討を実施。

1-2.技術基準の性能規定化に向けた議論の経緯（2）

● 平成30年の第16回電力安全小委員会において、要件を満たした評価機関により承認された民間規格等であれば、**技術基準に合致するものとみなす旨、解釈で明確化する方針**が承認された。



技術基準性能規定化イメージ

【電気設備の技術基準の解釈】

現行 第20条 電路に施設する変圧器、遮断器、開閉器、電力用コンデンサ又は計器用変成器その他の電気機械器具は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E7002 (2015)「電気機械器具の熱的強度の確認方法」の規定により熱的強度を確認したとき、通常の使用状態で発生する熱に耐えるものであること。

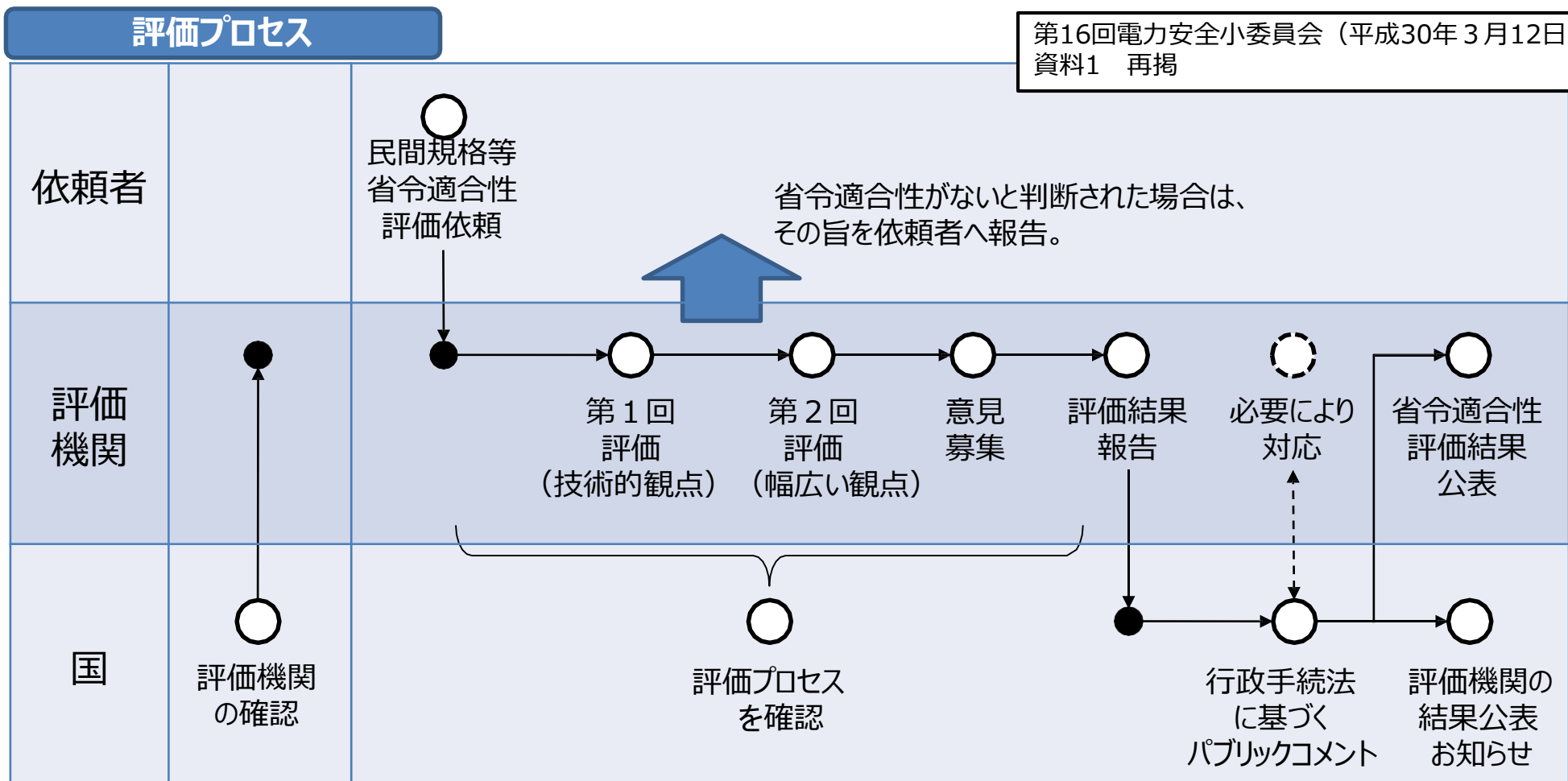
改正後 第20条 電路に施設する変圧器、遮断器、開閉器、電力用コンデンサ又は計器用変成器その他の電気機械器具は、通常の使用状態における温度上昇を考慮した試験方法により熱的強度を確認したとき、発生する熱に耐えるものであること。

【評価機関が承認した民間規格等】

関連省令・解釈	規格番号	規格名	備考
電技解釈 第20条	JESC E7002 (2015)	「電気機械器具の熱的強度の確認方法」	「通常の使用状態における温度上昇を考慮した試験方法により熱的強度を確認したとき、発生する熱に耐えるもの」とは、「3.電気機械器具の熱的強度の確認方法」により確認したものであること。

1-3.技術基準の性能規定化に向けた議論の経緯（3）

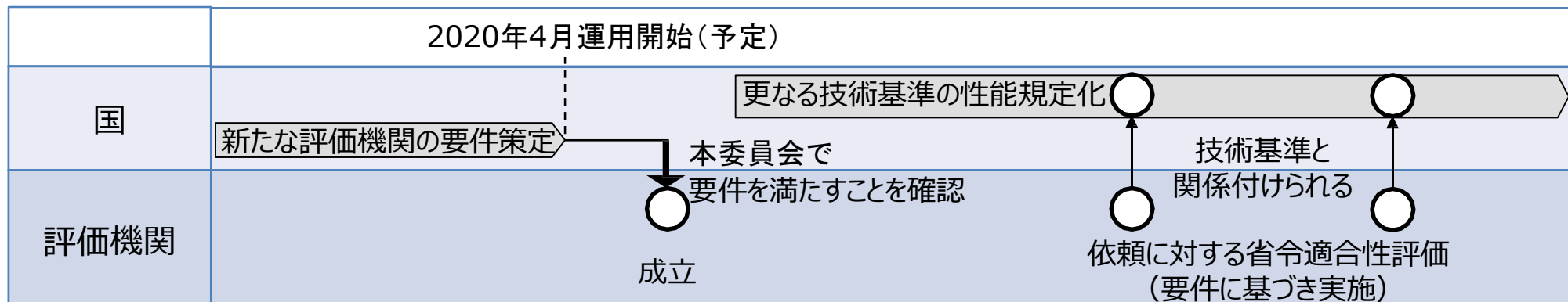
- 平成30年の第16回電力安全小委員会において、民間規格等の技術基準への適合性評価を充実させるため、専門家による技術的観点からの評価と、消費者問題や法律等の幅広い観点からの評価を実施する方針が示された。
- 国は、評価機関による評価結果に基づき、民間規格等を技術基準に関係付けることについて、パブリックコメントを実施。



2.今後の進め方

- 「民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について」（平成16年7月27日平成16・06・24原院第2号）に代わる、**新たな評価機関の要件（案）**について御確認いただきたい。（資料6-2）
- 新たな評価機関の要件（案）を踏まえ、**候補となる機関が評価機関の要件を満たしていること及び評価機関の活動内容**について、**電力安全小委員会において審議・確認することとする。**
- 並行して、技術基準の性能規定化を進める。

今後の流れ



3-1. 評価機関の要件のポイント（組織）

- 民間規格等の評価を行うに当たっては、技術評価委員会（技術的な側面の評価を行う）及び民間規格評価委員会（規格の制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体的な評価を行う）を設置する等、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を求める。

➤ 評価の方法

民間規格等の評価に当たっては、技術的な側面の評価を行う技術評価委員会と民間規格制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会を設置し、評価対象となる民間規格等に応じ適切な審議回数とするなどにより、十分な評価が行われるようにする。

また、評価対象となる民間規格等の作成に関与した専門家は評価に関与すべきではなく、これが確実に担保される措置を講じる。

➤ 技術評価委員会

民間規格等の評価の関係者の範囲として、評価対象となる民間規格等を使用するメーカー、施設者及び施工者のみならず、当該民間規格等が対象とする電気工作物のユーザーも加える等、評価対象となる民間規格等に関係する、できるだけ幅広い者を評価に加える。

➤ 民間規格評価委員会

民間規格等の評価に当たっては、規格内容に直接関係する専門分野に加え、消費者問題、法律及びジャーナリズムを含む幅広い観点から評価を行う専門家を必要とする。

3-2. 評価機関の要件のポイント（評価プロセス・評価管理業務）

- 評価機関は、民間規格等と技術基準との適合性について評価を行い、承認した民間規格等を自らの承認リストに掲載し、公開。
- 年1回以上の外部評価を受け、評価プロセスが適切に運営されていることを自ら確認し、必要に応じて改善策を講じる。

➤ 評価の観点

評価機関は、当該民間規格等が技術の動向や関連する最新の知見を適切に踏まえているか等を踏まえた評価を行い、結果を評価書にとりまとめる。

➤ 評価・承認した民間規格等の承認リストへの掲載

評価機関は、評価書をとりまとめ技術基準適合性を確認し、承認した民間規格等を、省令基準及び基準解釈との関係を明確にして、評価機関が公開する「評価機関が承認した民間規格等」のリストに当該民間規格等と技術基準の関係が明確になるように掲載する。

➤ 評価プロセスの外部評価

評価機関は、評価プロセスが適切に運営されていることを自ら確認するため（PDCAサイクルの構築）、外部評価を受け、その結果に基づく改善等を定期的に行う。

3-3. 評価機関の要件のポイント（国による関与）

- 国は、候補となる機関が評価機関の要件を満たすことを確認。また、評価機関における民間規格等の評価プロセスが要件に従い運営されていることを確認し、必要があると認められる場合は改善指導等を行う。
- これらの確認については、電力安全小委員会にて御審議・御確認いただく。

➤ 国による評価機関の確認

国は、候補となる機関が評価機関の要件を満たしているかどうかを確認する。

国の審議会の議事録や、評価機関について確認した内容をホームページ等で広く公開する。

➤ 評価プロセスにおける国の関与

国は、評価機関における民間規格等の評価プロセス全体について、評価委員会への立会い等により確認するとともに、評価機関から評価の実施状況について1年ごとの定期報告を求め、評価する。



上記ポイントに基づき、電力安全小委員会にて以下の項目を実施。

- 候補となる機関が評価機関の要件を満たしていることの確認が必要になった場合には、本委員会にて審議。
- 年1回、評価機関の活動について本委員会に報告し、当該評価機関が民間規格を適切に評価・承認できることの確認を実施。